

杉並区立天沼中学校校舎改築検討懇談会運営要綱

令和 7 年 3 月 17 日
杉教第 12066 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立天沼中学校（以下「天沼中学校」という。）改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、天沼中学校の改築に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) 校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、令和 8 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

学識経験者	2 名
天沼中学校通学区域内に存する町会の代表	5 名
天沼中学校学校運営協議会、学校支援本部の代表	3 名
天沼中学校、天沼小学校及び沓掛小学校の P T A の代表	4 名
さざんかステップアップ教室天沼教室及び荻窪教室関係者の代表	2 名
天沼中学校推薦者	1 名以上
天沼中学校校長	1 名
天沼中学校副校長	1 名
天沼小学校及び沓掛小学校の校長	2 名